

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009函第51号	
事故等種類	定置網損傷	
発生日時	平成21年7月18日 22時50分ごろ	
発生場所	北海道紋別市紋別港北方沖 紋別灯台から真方位025° 3,400m付近（概位 北緯44° 23′ 東経143° 22′）	
事故等調査の経過	平成21年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 引船 北隆丸、75トン 船舶番号、船舶所有者等 130806、浜田タグボート株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	定置網用形綱、浮子等損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、北海道函館市函館港から紋別港に向けて、約150°の針路及び約10.5ノットの対地速力で航行中、平成21年7月18日22時50分ごろ、紋別港北方沖のさけ定置網に進入し、損傷を与えた。 本船は、絡網により航行不能となり、引船にえい航されて紋別港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風力 5、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約3m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長は、例年8月15日過ぎに定置網が設置されると思い込んでいたものと考えられる。 船長は、水路調査を適切に行わず、また、レーダーを使用して航行していたが、適切な見張りを行わなかったため、定置網に気付かず、定置網に進入したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が紋別港北方沖を航行中、水路調査を適切に行わず、また、適切な見張りを行わなかったため、定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。	